

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

しかしながら、「三位一体」改革の議論のなかで、平成17年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われ、その内容は、制度は堅持するが、費用負担の割合は、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財源をますます圧迫するばかりでなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。

また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財源の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日

千葉県成田市議会